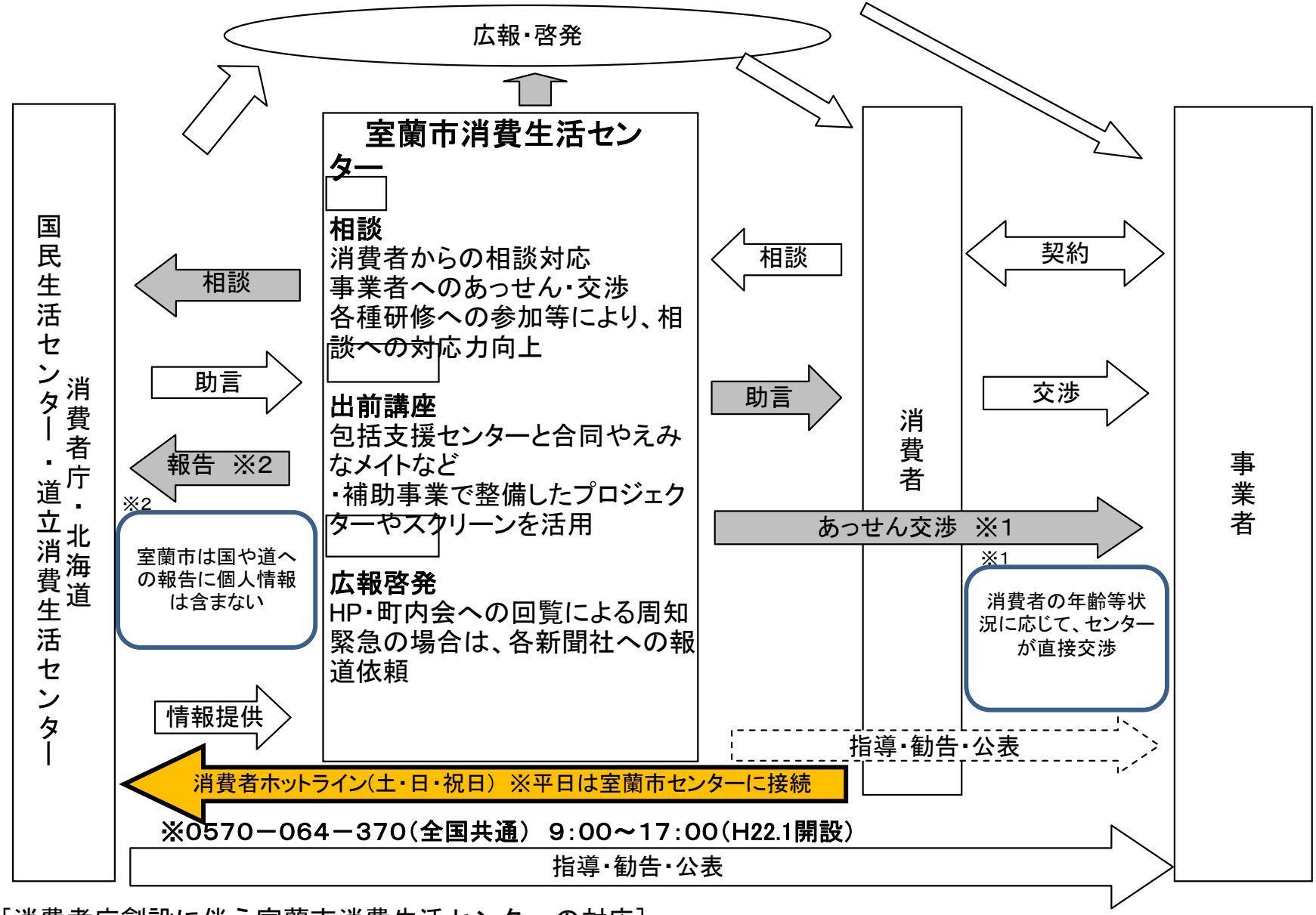

[消費者庁創設に伴う室蘭市消費生活センターの対応]

①相談時間の延長10:00～16:00⇒9:00～17:00
②センターを分庁舎から本庁舎へ移転⇒相談ブースの整備
③相談員の研修会への参加によるスキルアップ
④出前講座の拡充
⑤消費者ホットラインの開設
⑥相談員の増4人⇒5人

室蘭市消費生活センター　相談件数

1　消費生活相談件数

	18年度	19年度	20年度	21年度（12月末現在）
食品部門	24	20	16	30
住居部門	45	73	38	34
被服部門	27	20	10	7
その他	585	492	349	301
計	681	605	413	372

2　不当請求・架空請求

	18年度	19年度	20年度	21年度（12月末現在）
架空請求	229	164	94	45
不当請求				88

※18～19年度は区分なし

注）①架空請求：ある日突然、使った覚えのない有料サイトの利用料金等を請求してくる。

②不当請求：主に、有料サイト画面上で利用規約等の表示がなく、ワンクリックでいきなり利用料金が発生する。